

## 株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針

平成11年3月17日  
改正 平成16年4月6日  
改正 平成18年5月19日  
改正 平成20年3月25日  
改正 平成26年2月24日  
最終改正 平成26年11月28日  
日本公認会計士協会

### 目 次

	項
株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針	
はじめに	1
株式の間接所有が行われている場合の資本連結手続	2
連結子会社を通じた間接所有の場合の処理	3
緊密者等を通じた間接所有の場合の処理	4
複数の子会社による株式の相互持合の場合の処理	5 - 9
子会社による株式の相互持合の場合の原則法による処理	6 - 7
子会社による株式の相互持合の場合の簡便法による処理	8 - 9
間接所有会社に債務超過会社がある場合の処理	10
適 用	11 - 11-6
結論の背景	
本報告の位置付け	12
株式の間接所有が行われている場合の資本連結手続	13
緊密者等を通じた間接所有の場合の処理	14
複数の子会社による株式の相互持合の場合の処理	15 - 19
子会社による株式の相互持合の場合の原則法による処理	15 - 17
子会社による株式の相互持合の場合の簡便法による処理	18 - 19
設例による解説	
設例1 連結子会社を通じた間接所有の場合の処理	
親会社 子会社60%、親会社 孫会社30%、子会社 孫会社30%の場合の処理	
設例2 緊密者等を通じた間接所有の場合の処理	
(ケース1) 親会社 緊密者等0%、親会社 子会社30%、緊密者等 子会社30%の 場合の処理	
(ケース2) 親会社 緊密者等20%、親会社 子会社30%、緊密者等 子会社30%の 場合の処理	

設例 3 2 社の子会社による株式の相互持合の場合の処理

( ケース 1 ) 子会社株式を取得した場合の処理

( ケース 2 ) 子会社株式を一部売却した場合の処理

設例 4 3 社の子会社による株式の相互持合の場合の処理

( ケース 1 ) 簡便法 ( 利益剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法 ) による処理

( ケース 2 ) 簡便法 ( 株式の相互持合を無視して計算する方法 ) による処理

設例 5 間接所有会社に債務超過会社がある場合の処理

( ケース 1 ) 親会社 緊密者等 20%、親会社 子会社 30%、緊密者等 子会社 30%、  
かつ子会社が債務超過の場合の処理

( ケース 2 ) 2 社の子会社による株式の相互持合で、そのうち 1 社が債務超過の場合  
の処理

## 株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針

はじめに

1. 平成9年6月6日に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」によって、子会社の判定基準は、従来の持株基準から支配力基準へと転換された。支配力基準の具体的な取扱いを定めるため、平成10年10月30日に企業会計審議会から「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」が公表され、新たに「緊密な者」及び「同意している者」の概念が導入された。これらを受けて平成10年11月24日付けで、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が改正され、また、平成10年12月8日付けで、監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」が公表された。その結果、自己の所有する株式に「緊密な者」及び「同意している者」が所有する株式を加えると議決権の過半数を占めることとなる会社も、直接、自己の連結子会社として連結の範囲に含まれる可能性が生じてきた。その後、平成20年12月26日付けで企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下「連結会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」が公表されているが、支配力基準の具体的な取扱いは引き継がれ、現在に至っている。

また、我が国では、企業グループを構成する形態として、グループ内の会社間で株式の相互持合が行われることがある。昭和54年7月9日に会計制度委員会から公表された「連結範囲の決定における株式の相互持合に関する取扱いについての提言」(以下「相互持合に関する提言」という。)においては、2社の子会社による株式の相互持合の場合について、利益の実質的な連結持分額の計算方法(算式)が示されており、実務の参考とされてきた。ただし、相互持合に関する提言は、子会社の判定に実質持分比率基準を適用しようという趣旨で公表されたものであった。さらに、3社以上の会社間での株式の相互持合に関しては、これまで利益の実質的な連結持分額の計算方法(算式)について実務に適用できるようなものは何ら公表されていない。

平成16年4月6日に改正された会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下「資本連結実務指針」という。)第10項では、連結持分額の計算についての一般的な指針として、「子会社の資本のうち親会社に帰属する部分(親会社持分額)と少数株主持分に帰属する部分(少数株主持分額)は、議決権を有する株式の発行済株式数(分母)と持株数(分子)に基づく比率(以下「持分比率」という。)を基に算定する。」とされている。株式の間接所有が行われている場合についてもこの原則に変更はないが、資本連結実務指針では、「緊密な者」及び「同意している者」が存在する場合や株式の相互持合が行われている場合の、実質的な利益の連結持分額の計算方法

(算式)や会計処理の方法については取り扱われていない。

そこで、資本連結実務指針への追加として、株式の間接所有が行われている場合における連結持分額の計算方法と処理方法についての具体的な実務指針を示すことを目的として本報告を取りまとめた。

#### 株式の間接所有が行われている場合の資本連結手続

2. 子会社の判定基準として、連結会計基準では支配力基準が採用されており、同基準第6項では、親会社及び子会社について、「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう。」と定義されている。

上記の場合、子会社の資本(資本連結実務指針第9項)の親会社持分額は、以下の算式により計算する(資本連結実務指針第10項)。なお、説明の便宜上、子会社の資本を構成する評価・換算差額等はないものとする。

$$\text{子会社の資本の親会社持分額} = \text{子会社の資本} \times \text{子会社株式の親会社持分比率}$$

また、子会社の範囲に関して連結会計基準第6項では、「親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。」と定められており、直接的な支配のみならず、間接的に支配が及んでいる場合も連結の対象とされている。

子会社又は親会社と子会社を通じて間接的に支配している企業(以下「孫会社」という。)の資本の親会社持分額は、資本金及び資本剰余金並びに支配獲得日の利益剰余金(以下、説明の便宜上「資本金等」という。)と、支配獲得日以降に生じた利益剰余金(以下、説明の便宜上「利益剰余金」という。)について、それぞれ以下の算式により計算する。

$$\begin{aligned} & \text{孫会社の資本の親会社持分額(資本金等)} \\ & = \text{孫会社の資本金等} \times (\text{孫会社株式の親会社持分比率} + \text{孫会社株式の子会社持分比率}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{孫会社の資本の親会社持分額(利益剰余金)} \\ & = \text{孫会社の利益剰余金} \times (\text{孫会社株式の親会社持分比率} + \text{孫会社株式の子会社持分比率} \\ & \quad \times \text{子会社株式の親会社持分比率}) \end{aligned}$$

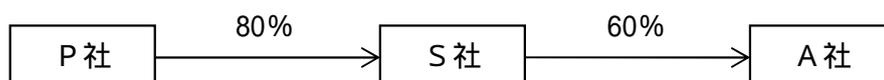
親会社が支配を獲得した子会社を通じて孫会社に当たる企業が連結子会社となった場合には、資本連結手続上、上記の算式及びを用いて孫会社の資本を親会社持分額と非支

配株主持分額とに按分した上で、前者を孫会社に対する投資（親会社による投資と子会社による投資の合計額）と相殺消去し、消去差額が生じた場合には当該差額をのれんとして計上するとともに、後者を非支配株主持分へ振り替えることとなる。

連結子会社を通じた間接所有の場合の処理

3．連結子会社を通じた間接所有の形態は、基本的に以下の二つのパターンに区分される。

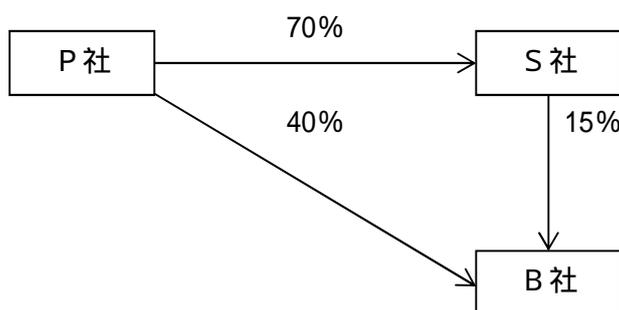
< 間接所有のみ >



（注）P社とS社の関係は、P社がS社の株式を50%超直接所有しているため、S社はP社の直接所有の子会社である。また、A社は、S社を通じてP社によって支配されている関係にあるから、A社はP社にとって孫会社であり、かつ、P社にとって間接所有の子会社となる。

第2項で述べたように、間接所有の場合においても連結持分額の計算には直接所有の場合と同様に持分比率を用いるが、利益剰余金の帰属額を示す実質持分額の計算は、持分比率の積数を用いて行うこととなる（算式）。したがって、< 間接所有のみ > の場合、P社がS社株式を所有していることに伴う、A社の利益剰余金に対するP社の実質的な持分比率は48%（60% × 80%）となる。この結果、A社の利益剰余金のうち40%（100% - 60%）はA社の非支配株主に帰属し、12%（60% × S社の非支配株主持分20%）がS社の非支配株主に帰属することとなる。

< 直接所有 + 間接所有 >



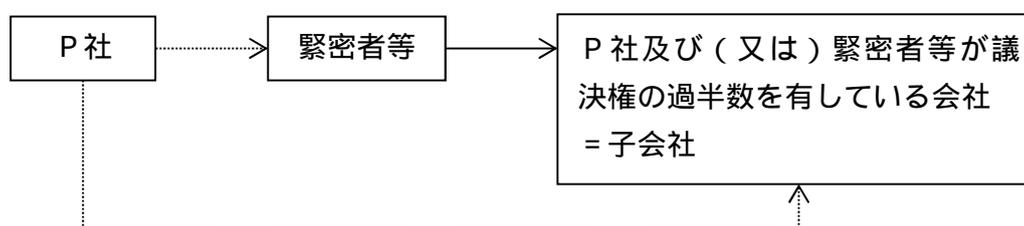
（注）B社はP社が株式を40%直接所有するとともに、P社の子会社であるS社が株式の15%を間接所有しているため、P社とS社とによる支配関係を一つの単位とみれば、B社はP社にとって合計で議決権の55%を所有する子会社となる。

<直接所有 + 間接所有> の場合、B社の利益剰余金に対するP社の実質的な持分比率は50.5% (40% + 15% × 70%) となる。この結果、B社の利益剰余金のうち49.5% (100% - 50.5%) が非支配株主に帰属するが、45% (100% - 40% - 15%) はB社の非支配株主に帰属し、残りの4.5% (15% × S社の非支配株主持分30%) がS社の非支配株主に帰属することとなる [設例1参照]

#### 緊密者等を通じた間接所有の場合の処理

4. 連結会計基準では、自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、一定の支配の要件を充たす企業は、親会社、親会社及び子会社又は子会社がその企業の意思決定機関を支配しているものとして「子会社」になるとされている（連結会計基準第7項(3)）。

本報告では、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」と「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」を併せて「緊密者等」という。



このように、緊密者等が子会社に該当しない場合であっても、自己と緊密者等を合計した議決権が他の企業の議決権合計の過半数を占めているときは、当該他の企業は子会社の判定の対象とされるため、緊密者等が持分法適用会社（関連会社）又は原価法適用会社の場合、若しくは自己が緊密者等の議決権を全く所有していない場合でも（図の点線は、株式を所有していない場合があることを示している。）、当該他の企業が子会社となることがある。

緊密者等が株式の一部を所有している子会社の資本は、親会社、緊密者等及び外部株主の持分額に区分されるが、このうち緊密者等及び外部株主の持分額を非支配株主持分として処理する [設例2ケース1及びケース2参照]

## 複数の子会社による株式の相互持合の場合の処理

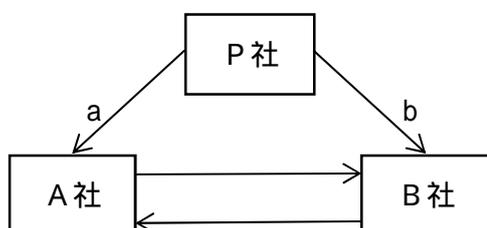
- 5．資本連結手続上、一方の子会社の連結持分額を決定するためには他方の子会社の連結持分額が確定していなければならないが、複数の子会社による株式の相互持合が行われている場合、各子会社の資本のうち利益剰余金については、一方の連結持分額の変動は必ず他方の連結持分額の変動をもたらすという循環的な関係にある。このように利益剰余金の連結持分額の決定において両者が相互に依存する関係にある場合には、第2項で示した算式をそのまま用いることができないため、子会社間の株式の相互持合による連結持分額の循環的な影響を収斂させるための調整を行って実質的な連結持分額を計算し、資本連結手続の処理を行うことが必要となる。

## 子会社による株式の相互持合の場合の原則法による処理

### 利益剰余金の実質的な帰属額を計算する方法

- 6．子会社が2社間で株式を相互に持ち合っている場合、利益剰余金については連立方程式を用いて両社の実質的な持分額を計算し、資本連結手続の処理を行う。

例えば、A社、B社の2社があつて、これらの2社が株式を相互に持ち合っているとす（a、b、及び は、それぞれ持分比率を表す記号である。）そこにP社がA社及びB社株式を取得して、両社の支配を獲得したとする。



上記の場合、A社、B社の個別財務諸表に計上された利益剰余金をそれぞれA<sub>0</sub>、B<sub>0</sub>とすれば、それぞれに帰属する実質的な利益剰余金A<sub>1</sub>、B<sub>1</sub>は、A社とB社の2社間の株式の相互持合を調整して、それぞれ以下の連立方程式によって表すことができる。

$$A_1 = A_0 + B_1 \times$$

$$B_1 = B_0 + A_1 \times$$

この連立方程式を解くと、次のようになる。

$$A_1 = \frac{A_0 + B_0 x}{1 - x}$$

$$B_1 = \frac{B_0 + A_0 x}{1 - x}$$

これにより、P社のA社及びB社株式取得時におけるA社、B社の利益剰余金に対する直接持分と間接持分（相互持合部分）を合計した実質的な連結持分額はそれぞれ次のようになる。

$$A_1 \times a = \frac{A_0 \times a}{1 - x} + \frac{B_0 \times x \times a}{1 - x}$$

$$B_1 \times b = \frac{B_0 \times b}{1 - x} + \frac{A_0 \times x \times b}{1 - x}$$

算式 の右辺のうち、左側はP社がA社株式を直接所有していることに伴うA社利益剰余金の持分額であり、右側はA社株式の所有を通じてB社株式を間接的に所有していることに伴うB社利益剰余金の持分額である。同様に、算式 の右辺の左側はP社がB社株式を直接所有していることに伴うB社利益剰余金の持分額であり、右側はB社株式の所有を通じてA社株式を間接的に所有していることに伴うA社利益剰余金の持分額である。

このように、A社の利益剰余金とB社の利益剰余金が、それぞれ間接所有（相互持合）を通じて、更にA社に帰属する部分とB社に帰属する部分とに分割されることとなる。これは非支配株主持分額についても同様である。

そこで、実際には以下のようなマトリクスを使って、それぞれの子会社の利益剰余金を親会社の直接持分額、間接持分額及び非支配株主持分のうちの各子会社帰属部分に区分して資本連結手続の処理を行う〔設例3ケース1及びケース2参照〕

	A社利益剰余金	B社利益剰余金
A社株式所有に係るP社持分額	(1) P社直接持分額	(5) P社間接持分額
B社株式所有に係るP社持分額	(2) P社間接持分額	(6) P社直接持分額
A社外部株主持分額	(3) 外部株主直接持分額	(7) 外部株主間接持分額
B社外部株主持分額	(4) 外部株主間接持分額	(8) 外部株主直接持分額

具体的には、A社株式（投資）と相殺消去し、又はA社非支配株主持分に振り替えるべきA社に帰属する利益剰余金は、次の合計額となる。

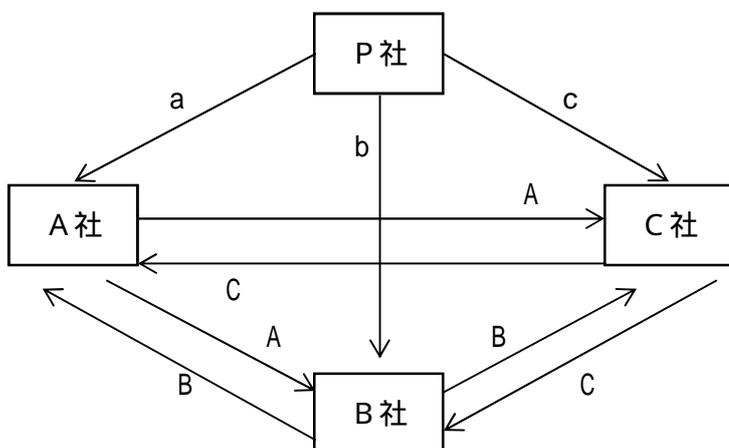
- (1) A社利益剰余金のP社直接持分額
- (5) B社利益剰余金のP社間接持分額
- (3) A社利益剰余金のA社外部株主直接持分額
- (7) B社利益剰余金のA社外部株主間接持分額

また、B社株式（投資）と相殺消去し、又はB社非支配株主持分に振り替えるべきB社に帰属する利益剰余金は、次の合計額となる。

- (6) B社利益剰余金のP社直接持分額
- (2) A社利益剰余金のP社間接持分額
- (8) B社利益剰余金のB社外部株主直接持分額
- (4) A社利益剰余金のB社外部株主間接持分額

7. 3社以上の子会社による株式の相互持合が行われている場合における、利益剰余金の連結持分額の計算方法と処理方法も、基本的な考え方は子会社2社間の株式の相互持合の場合と同じである。

例えば、A社、B社、C社の3社があって、これらの3社が株式を相互に持ち合っているとす。そこにP社がA社、B社及びC社株式を取得して、それらの企業の支配を獲得したとする。



上記の場合、A社、B社、C社の個別財務諸表に計上された利益剰余金をそれぞれA<sub>0</sub>、B<sub>0</sub>、C<sub>0</sub>とすれば、A社、B社、C社の実質的な持分額A<sub>1</sub>、B<sub>1</sub>、C<sub>1</sub>は、それぞれ次の連立方程式によって表すことができる。

$$\begin{aligned} A_1 &= A_0 + B_1 \times A + C_1 \times A \\ B_1 &= B_0 + A_1 \times B + C_1 \times B \\ C_1 &= C_0 + A_1 \times C + B_1 \times C \end{aligned}$$

以下この連立方程式を解き、2社間の株式の相互持合の場合に準じて、利益剰余金の実質的な親会社持分額と非支配株主持分額を決定した上で資本連結手続の処理を行わなければならない。

また、4社以上（n社とする。）の子会社による株式の相互持合が行われている場合にも、上記で示した計算式をn社にまで拡張すれば、実質的な連結持分額の計算を行うことができる。

#### 子会社による株式の相互持合の場合の簡便法による処理

##### 利益剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法

8．第6項の原則法のように各子会社の個別財務諸表に計上された利益剰余金に対する親会社の直接持分額と間接持分額を区分して利益剰余金の実質的な帰属額を計算するとなると、子会社の数が多い場合には計算が複雑となるため、株式の相互持合を行っている子会社の利益剰余金及び当期純損益の合計が連結上の利益剰余金及び親会社株主に帰属する当期純利益に比較して重要性がない場合には、原則法に代えて、各子会社の個別財務諸表に計上された利益剰余金に対する直接持分額と間接持分額を区分せず、利益剰余金に実質持分比率を乗じて簡便的に実質的な連結持分額を計算し、資本連結手続の処理を行うこともできる。

具体的には、第6項の子会社2社による株式の相互持合の場合、算式及びにより親会社持分額の合計P<sub>1</sub>は、次のようになる。

$$P_1 = A_1 \times a + B_1 \times b$$

この方程式を解いて、A社とB社の個別財務諸表における利益剰余金A<sub>0</sub>及びB<sub>0</sub>に対するP社の実質的な連結持分額の計算式を求めると、次のようになる。

$$P_1 = A_0 \times \frac{a + xb}{1 - x} + B_0 \times \frac{b + xa}{1 - x}$$

この方法によっても、親会社持分額の合計P1は、第6項の原則法と同額となるが、A社及びB社のそれぞれの利益剰余金に対する親会社及び非支配株主の連結持分額として計算される金額が異なることとなる。

具体的には、ここで得られた右辺の中の左側をA0に対するP社のA社株式所有に伴う実質的な連結持分額（第6項のマトリクス表で示せば(1)と(2)の合計額）、その右側をB0に対するP社のB社株式所有に伴う実質的な連結持分額（同様に(5)と(6)の合計額）とみなし、それぞれについてA0及びB0との差額をA社の非支配株主持分額（同様に(3)と(4)の合計額）及びB社の非支配株主持分額（同様に(7)と(8)の合計額）として処理する〔設例3ケース1及びケース2参照〕

この処理方法は、3社以上の子会社による株式の相互持合の場合にも認められる〔設例4ケース1参照〕

#### 株式の相互持合を無視して計算する方法

9．多数の子会社間で株式の相互持合が行われている場合、株式の相互持合を調整するために連立方程式を用いると計算が複雑になる上、一部の会社の利益剰余金及び当該会社に対する持分比率が変動すると株式の相互持合を行っている全ての会社の連結持分額に影響することから、直接的には全く関連のない子会社に持分変動が生じてしまう。また、株式の相互持合に関するタイムリーなデータの入手が実務上難しいことがある。

そこで、株式の相互持合を行っている子会社の利益剰余金及び当期純損益の合計が連結上の利益剰余金及び親会社株主に帰属する当期純利益に比較して重要性がない場合には、第6項の原則法又は第8項の簡便法に代えて、各子会社ごとに、親会社の直接所有に係る持分比率と外部株主の持分比率との割合で利益剰余金の実質的な連結持分額を算定する方法も認めることとする〔設例3ケース1及びケース2並びに設例4ケース2参照〕

#### 間接所有会社に債務超過会社がある場合の処理

10．連結会計基準第27項では、「子会社の欠損のうち、当該子会社に係る非支配株主持分に割り当てられる額が当該非支配株主の負担すべき額を超える場合には、当該超過額は、親会社の持分に負担させる。」とされているため、債務超過会社（本報告では純資産がマイナスの会社を意味する。）の欠損金（本報告ではマイナスの利益剰余金を意味する。）の負担額の計算は持分比率に基づくのではなく、出資を超えた非支配株主による負担について何らかの合意があれば当該負担額まで非支配株主に負担させ、何も合意がなければ非支配株主に出資額まで負担させて、それを超える欠損金は親会社が負担しなければならない。

この欠損金の負担についての処理は、間接所有会社についても適用されるため、間接所有会社に債務超過会社がある場合は、非支配株主の負担額（緊密者等は、通常、出資額までの負担と考えられる。）を超える欠損金については連結上の利益剰余金に含めなければならない〔設例5ケース1及びケース2参照〕

なお、その後、当該債務超過会社に利益が計上されて債務超過が解消された後は、原則どおり、持分比率に基づき利益剰余金の実質的な連結持分額の計算を行うこととなるので留意する。

## 適 用

11. 本報告は、平成11年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。なお、平成11年4月1日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について本報告を適用することができる。

11-2. 「会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」等の改正について」(平成16年4月6日)における会計制度委員会報告第7号(追補)「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」の改正事項は、平成16年4月6日から適用する。

11-3. 「会計制度委員会報告第7号(追補)「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」の改正について」(平成18年5月19日)は、会社法(平成17年法律第86号)施行日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。

11-4. 「会計制度委員会報告第7号(追補)「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」の改正について」(平成20年3月25日)は、平成20年3月25日から適用する。

11-5. 「会計制度委員会報告第7号(追補)「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」の改正について」(平成26年2月24日)は、平成25年に改正された企業結合会計基準及び連結会計基準を適用する連結会計年度から適用する。

11-6. 「会計制度委員会報告第7号(追補)「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」の改正について」(平成26年11月28日)は、平成26年11月28日から適用する。

## 結論の背景

### 本報告の位置付け

12. 資本連結実務指針は、連結会計基準に基づく資本連結手続の処理についての実務上の指針を示すことを目的として作成されたものであるが、本報告は、資本連結実務指針で取り扱っていない株式の間接所有に係る資本連結手続の処理について、資本連結実務指針に追加するものとして作成したものである。

なお、本報告は、株式の間接所有により連結子会社となる会社における資本連結手続に適用されるものであるが、間接所有対象会社が持分法適用会社である場合においても、利益剰余金の実質的な連結持分額の計算方法（算式）は投資の持分法による投資損益の計算に準用することができる。

### 株式の間接所有が行われている場合の資本連結手続

13. 孫会社の資本の親会社持分額を計算するに当たって、第2項では、基本的な考え方として資本金等と利益剰余金とで異なる計算式を示している。これは、資本金等は、投資と相殺されるか又は非支配株主持分へ振り替えられることにより全て消去されるのに対し、利益剰余金は、孫会社株式の直接所有と間接所有を通じて親会社に帰属する部分が生じるためである。

孫会社の繰越利益剰余金又は当期純損益の連結持分額の計算に関し、資本金等に含まれる場合と利益剰余金に含まれる場合とについて、これを具体的な計算例で示してみると、以下ようになる（ここでは、説明の便宜上、親会社による孫会社株式の持分比率はゼロと仮定する。）。

決算日 3月31日	A社 B社 株式取得	P社 A社 株式取得	B社利益剰余金		B社利益剰余金のA社持分額		B社利益剰余金のP社持分額	
			項目	金額	取得時	取得後	取得時	取得後
X1年 3月31日	B社株式 60%取得		繰越利益 剰余金	1,000	600			
X2年 3月31日		A社株式 80%取得	繰越利益 剰余金	1,000	600			
			当期純利 益	500		300	240	
X3年 3月31日			繰越利益 剰余金	1,500	600	300	240	
			当期純利 益	800		480		384

X1年3月31日においてA社がB社株式の60%を取得（支配獲得）したため、A社において、B社繰越利益剰余金1,000のうち600（ $1,000 \times 60\%$ ）がB社株式取得に係る取得時利益剰余金として処理される。

X2年3月31日においては、B社の当期純利益500のうち300（ $500 \times 60\%$ ）がA社の取得後利益剰余金となるが、P社がA社株式の80%を取得（支配獲得）したため、P社において、上記取得後利益剰余金300のうち240（ $300 \times 80\%$ ）がA社株式取得に係る取得時利益剰余金として処理される。

X3年3月31日においては、B社の当期純利益800のうち480（ $800 \times 60\%$ ）がA社の取得後利益剰余金となり、更にそのうち384（ $480 \times 80\%$ ）がP社の取得後利益剰余金（すなわち、連結上の利益剰余金）となる。

#### 緊密者等を通じた間接所有の場合の処理

14. 緊密者等を通じて株式の間接所有が行われている場合、連結子会社を通じた場合と異なり、緊密者等の財務諸表が連結されないため、連結子会社となる会社の資本のうち緊密者等の持分額を非支配株主持分として処理することとなる。この処理は、親会社が緊密者等の株式を一部所有していて、当該非支配株主持分に、緊密者等が株式の全部又は一部を所有する会社で連結子会社となる会社の利益剰余金に対する親会社の間接持分額が含まれていても変わることはない。

ただし、緊密者等が親会社の持分法適用会社である場合には、連結子会社となる会社の当期純損益のうち親会社持分額が、上記の処理により非支配株主に帰属する当期純利益として計上される一方で、持分法による投資損益としても重複して計上されることとなる。当該重複部分は、理論的には、連結貸借対照表及び連結損益計算書のそれぞれにおいて相殺すべきであるとする意見もあるが、実務的でないため、本報告ではこれに言及していない。

#### 複数の子会社による株式の相互持合の場合の処理

##### 子会社による株式の相互持合の場合の原則法による処理

##### 連立方程式を用いて利益剰余金の実質的な帰属額を計算する方法

15. 子会社2社による株式の相互持合が行われている場合における利益剰余金の実質的な連結持分額の計算については、相互持合に関する提言の中にある実質持分額の計算式を用いることができる。ただし、相互持合に関する提言は、連結範囲の決定において被投資会社の議決権の過半数を実質的に所有しているか否かという形式基準によると、株式の相互持合関係がある場合には、投資会社が被投資会社を実質的に支配していても連結の範囲から除外されてしまうことがあり、それを回避するものとして実質持分比率による判定を提言しているものである。その趣旨は連結範囲の判定に置かれているものであるが、本報告では、相互持合に関する提言を株式の相互持合の場合の実質的な連結持分額の計算と資本連

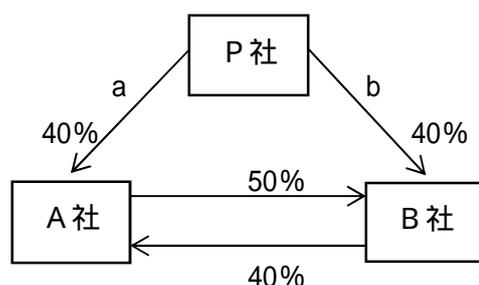
結手続の処理に適用するために、改めて考え方の整理を行っている。その結果、株式の相互持合関係にある子会社の利益剰余金について、親会社持分額及び非支配株主持分額の実質的な帰属額を計算し、資本連結手続の処理を行うこととした。

具体的には、相互持合が行われている場合における実質的な連結持分額は、株式の相互持合子会社の利益剰余金に対する親会社の直接持分と間接持分の合計から成り、第6項に記載したマトリクスを使って、株式の相互持合関係にある子会社の利益剰余金を親会社の直接持分額及び間接持分額並びに非支配株主持分のうち各子会社の各帰属部分に区分するものとした。

なお、第6項に記載したマトリクスについて、実質持分比率を計算式で示すと以下のようになる。

	A社利益剰余金	B社利益剰余金
A社株式所有に係るP社持分	$\frac{A_0 \times a}{1 - x}$	$\frac{B_0 \times x \times a}{1 - x}$
B社株式所有に係るP社持分	$\frac{A_0 \times x \times b}{1 - x}$	$\frac{B_0 \times b}{1 - x}$
A社外部株主持分	$\frac{A_0 \times (1 - a - )}{1 - x}$	$\frac{B_0 \times x \times (1 - a - )}{1 - x}$
B社外部株主持分	$\frac{A_0 \times x \times (1 - b - )}{1 - x}$	$\frac{B_0 \times (1 - b - )}{1 - x}$

例えば、 $A_0 = 1,000$ 、 $B_0 = 2,000$ 、 $a = 40\%$ 、 $b = 40\%$ 、 $x = 40\%$ 、 $y = 50\%$ とした場合、A社とB社に帰属する実質的な利益剰余金 $A_1$ と $B_1$ は次のようになる。



$$A_1 = \frac{A_0 + B_0 \times x}{1 - x} = \frac{1,000 + 2,000 \times 0.5}{1 - 0.4 \times 0.5} = 2,500$$

$$B_1 = \frac{B_0 + A_0 \times x}{1 - x} = \frac{2,000 + 1,000 \times 0.4}{1 - 0.4 \times 0.5} = 3,000$$

これらのそれぞれについてP社の実質的な連結持分額を計算すると、次のようになる。

$$A_1 \times a = 2,500 \times 0.4 = 1,000$$

$$B_1 \times b = 3,000 \times 0.4 = 1,200$$

また、同様に非支配株主の実質的な連結持分額を計算すると、次のようになる。

$$A_1 \times (1 - a - \quad) = 2,500 \times (1 - 0.4 - 0.4) = 500$$

$$B_1 \times (1 - b - \quad) = 3,000 \times (1 - 0.4 - 0.5) = 300$$

これらを合算すると、次のようにA社とB社のそれぞれに帰属する実質的な連結持分額が得られる。

$$A_1 \times a + A_1 \times (1 - a - \quad) = 1,000 + 500 = 1,500$$

$$B_1 \times b + B_1 \times (1 - b - \quad) = 1,200 + 300 = 1,500$$

なお、これらの合計額3,000は、A社とB社のそれぞれの個別財務諸表に計上された利益剰余金A<sub>0</sub>とB<sub>0</sub>の合計額3,000に一致している。

表計算によって利益剰余金の実質的な帰属額を計算する方法

16. 第15項で説明した連立方程式を用いて利益剰余金の実質的な帰属額を計算する方法に代えて、次のように、表計算のワーク・シートを用いてA<sub>1</sub>とB<sub>1</sub>を計算することもできる。この場合、次の方程式に従った計算を繰り返していく。ただし、初期値をB<sub>1</sub> × = 0、A<sub>1</sub> × = 0とする。

$$A_1 = A_0 + B_1 \times$$

$$B_1 = B_0 + A_1 \times$$

この結果、第15項と同様の結果が得られる。この後の親会社と非支配株主の実質的な連結持分額の計算方法は、第15項と同じである。

	A社利益剰余金			B社利益剰余金		
	A0	B社持分 (50%)	A1	B0	A社持分 (40%)	B1
1	1,000	0	1,000	2,000	0	2,000
2	1,000	1,000	2,000	2,000	400	2,400
3	1,000	1,200	2,200	2,000	800	2,800
4	1,000	1,400	2,400	2,000	880	2,880
5	1,000	1,440	2,440	2,000	960	2,960
6	1,000	1,480	2,480	2,000	976	2,976
7	1,000	1,488	2,488	2,000	992	2,992
8	1,000	1,496	2,496	2,000	995	2,995
9	1,000	1,498	2,498	2,000	998	2,998
10	1,000	1,499	2,499	2,000	999	2,999
11	1,000	1,500	2,500	2,000	1,000	3,000

17. 3社以上の子会社により株式の相互持合が行われている場合においても、2社間の相互持合の場合に準じて連立方程式を解くことにより、利益剰余金の実質的な連結持分額の計算を行うことが可能であるため、その結果を用いて親会社持分額と非支配株主持分額を決定した上で、資本連結手続の処理を行うこととした。また、これは4社以上（n社とする。）の子会社による相互持合の場合であっても結論に変更はない。

株式の相互持合関係にある子会社の数が増加すると計算が複雑になるが、持分比率が前提条件として与えられれば、連立方程式を解くことにより実質的な連結持分額を求めることは可能である。また、実務上も一旦連結財務諸表に係る事務処理のシステムが構築されれば、子会社間における株式の相互持合の株式数を把握し入力することにより、コンピュータによる定型的な作業として実質持分額を得ることができるため、当該方法を原則法とした。

#### 子会社による株式の相互持合の場合の簡便法による処理

##### 利益剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法

18. 第8項では、原則法のように利益剰余金の実質的な帰属額を計算するのではなく、それぞれの子会社の利益剰余金に対する親会社の実質的な持分比率を用いて連結持分額を計算することもできることとした。

この方法では、親会社持分額の合計は原則法と同額となるが、間接持分額の帰属額の計算方法が異なるため、企業ごとに算定されるのれんの金額が異なってくる。このため、株式取得後に原則法と比べて、連結上の利益剰余金及び親会社株主に帰属する当期純利益に重要な影響を与えないであろうと合理的に予想される場合に、これを簡便法の一つとして認めることとしたものである。

## 株式の相互持合を無視して計算する方法

19. 連結グループ内における株式所有の形態には、親会社が議決権の100%を直接所有するケース、数社で議決権の過半数を所有するケース、又は数十社で議決権の一定割合を所有するケースなど、様々なケースが考えられる。

資本連結手続において、複数の子会社によって株式の相互持合が行われている場合の実質的な連結持分額の計算を厳密に行うためには、各会社が直接・間接に所有している持分比率とその変動を決算期ごとに把握しておくとともに、複雑な連立方程式を解く必要がある。しかしながら、子会社の数が多くなると株式の相互持合に関するデータがタイムリーに入手できないことも想定され、また、子会社の規模や株式の相互持合株式の割合等によっては、利益剰余金の実質的な連結持分額を厳密に計算した場合とそうでない場合で、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないこともある。

したがって、この簡便法が連結上の利益剰余金及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれに対しても、原則法と比べて重要な影響を与えないであろうと合理的に予想される場合に、実務上の便宜を図る目的から、株式の相互持合を無視して計算する方法の採用も認めることとする。

## 設例による解説

以下では、本報告による会計処理等について、理解を深めるために設例による解説を示すこととする。

設例は、本報告で示された全ての会計処理等を網羅しているわけではなく、前提条件に示された状況に適合するものである。したがって、前提条件が異なれば、それに適合する会計処理等も異なる場合があり、この場合には本報告で示されている会計処理等を参照することが必要となる。なお、設例で示された金額や比率などの数値は、特別な意味を有するものではなく、説明の便宜のために用いられているにすぎない。

### < 設例全般の前提条件 >

- ア．持分比率20%以上50%以下は持分法適用会社、50%超は連結子会社とする。
- イ．子会社の資産及び負債には、重要な時価評価による簿価修正額はないものとする。
- ウ．のれんの償却の計算は示さないこととする。
- エ．関連する法人税等（連結会計基準（注9）(2)）及び税効果の計算は考慮しないこととする。

### 設例1 連結子会社を通じた間接所有の場合の処理

親会社 子会社60%、親会社 孫会社30%、子会社 孫会社30%の場合の処理

#### < 前提条件 >

- ア．P社はA社の設立時に出資を行い、また両社は期首にB社の株式を取得した。
- イ．株式の所有関係は次のとおりである（A社及びB社とも連結子会社となる。）
  - ・ 親会社（P社）による子会社（A社）の持分比率 60%
  - ・ 親会社（P社）による孫会社（B社）の持分比率 30%
  - ・ 子会社（A社）による孫会社（B社）の持分比率 30%

#### 1．個別貸借対照表

P社貸借対照表

資 産	1,000	負 債	600
(内 数) A社株式 60 B社株式 60		資本金	300
		当期純利益	100

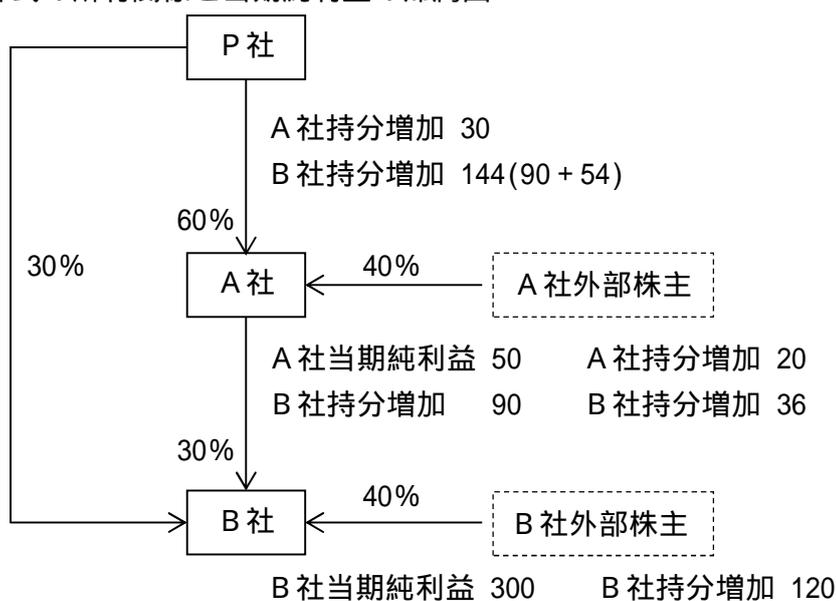
A社貸借対照表（連結子会社）

資 産	700	負 債	550
(内 数) B社株式 60		資本金	100
		当期純利益	50

B社貸借対照表（連結子会社である孫会社）

資 産	600	負 債	100
		資本金	200
		当期純利益	300

2. 株式の所有関係と当期純利益の帰属図



3. 連結修正仕訳

(1) P社の投資（A社株式）とA社の資本金との相殺消去

A社の期首の貸借対照表に基づき、P社所有のA社株式とA社の資本金とを相殺消去し、外部株主持分額を非支配株主持分へ振り替える。

資本金	100	A社株式	60
		非支配株主持分	40

(2) P社及びA社の投資（B社株式）とB社の資本金との相殺消去

B社の期首の貸借対照表に基づき、P社及びA社所有のB社株式とB社の資本金とを相殺消去し、外部株主持分額を非支配株主持分へ振り替える。

資本金	200	／	B社株式	120
			非支配株主持分	80

(3) 非支配株主に帰属する当期純利益の計上

A社当期純利益のうち非支配株主持分額（直接持分額）を非支配株主持分へ振り替える。

非支配株主に帰属する当期純利益	20	／	非支配株主持分	20
-----------------	----	---	---------	----

\*  $50 \times 0.4 = 20$

B社当期純利益のうち非支配株主持分額（直接持分額 + 間接持分額）を非支配株主持分へ振り替える。

非支配株主に帰属する当期純利益	156	／	非支配株主持分	156
-----------------	-----	---	---------	-----

\*  $300 \times 0.4 + 300 \times 0.3 \times 0.4 = 120 + 36 = 156$

#### 4. 連結精算表（関連部分のみ抜粋）

	P社	A社	B社	合算金額	連結修正仕訳		修正後金額
					借方	貸方	
(借方)							
A社株式	60			60		60	0
B社株式	60	60		120		120	0
(貸方)							
資本金	300	100	200	600	300		300
当期純利益	100	50	300	450			450
非支配株主持分						296	296*
非支配株主に帰属する当期純利益					176		176

\* 次表\*4に同じ。

5. 連結貸借対照表 ( P 社・ A 社・ B 社 )

資 産*1	2,120	負 債*2	1,250
		資本金	300
		利益剰余金*3	274
		非支配株主持分*4	296

$$*1 \quad 1,000 - 60 + 700 - 120 + 600 = 2,120$$

$$*2 \quad 600 + 550 + 100 = 1,250$$

$$*3 \quad 100 + 50 + 300 - 20 - 156 = 274$$

$$*4 \quad 40 + 80 + 20 + 156 = 296$$

設例 2 緊密者等を通じた間接所有の場合の処理

( ケース 1 ) 親会社 緊密者等 0%、親会社 子会社 30%、緊密者等 子会社 30% の場合の処理

< 前提条件 >

ア . P 社と A 社は期首に B 社の株式を取得した。

イ . 株式の所有関係は次のとおりである ( B 社は連結子会社となる。 )

- ・ 親会社 ( P 社 ) による緊密者等 ( A 社 ) の持分比率 0%
- ・ 親会社 ( P 社 ) による子会社 ( B 社 ) の持分比率 30%
- ・ 緊密者等 ( A 社 ) による子会社 ( B 社 ) の持分比率 30%

1. 個別貸借対照表

P 社貸借対照表

資 産	1,000	負 債	600
( 内 数 ) B 社株式 60		資本金	300
		当期純利益	100

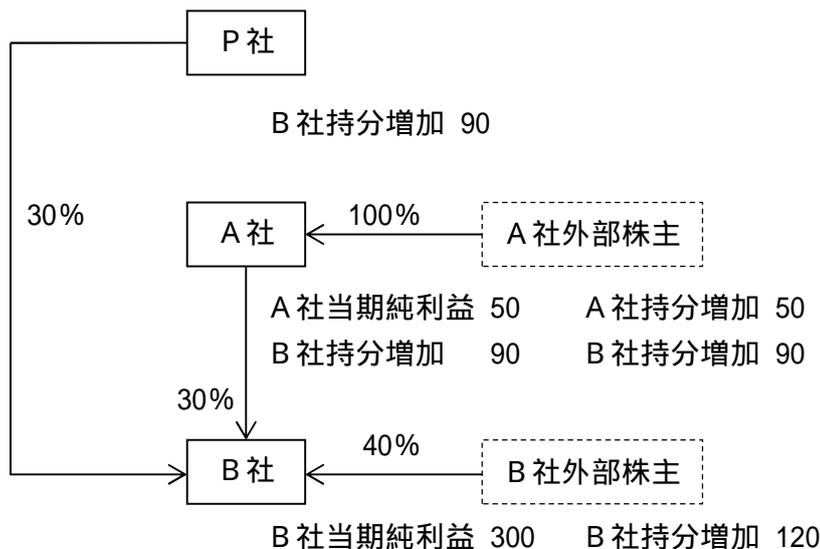
A 社貸借対照表 ( 緊密者等 )

資 産	700	負 債	550
( 内 数 ) B 社株式 60		資本金	100
		当期純利益	50

B社貸借対照表（連結子会社）

資 産	600	負 債	100
		資本金	200
		当期純利益	300

2. 株式の所有関係と当期純利益の帰属図



3. 連結修正仕訳

(1) P社の投資（B社株式）とB社の資本金との相殺消去

B社の期首の貸借対照表に基づき、P社所有のB社株式とB社の資本金とを相殺消去し、A社持分額及び外部株主持分額を非支配株主持分へ振り替える。

資本金	200	B社株式	60
		非支配株主持分	140

(2) 非支配株主に帰属する当期純利益の計上

B社当期純利益のうち非支配株主持分額（A社持分額 + B社外部株主持分額）を非支配株主持分へ振り替える。

非支配株主に帰属する当期純利益	210	非支配株主持分	210
-----------------	-----	---------	-----

\*  $300 \times (1 - 0.3) = 210$

4．連結精算表（関連部分のみ抜粋）

	P社	B社	合算 金額	連結修正仕訳		修正後 金額
				借方	貸方	
(借方)						
B社株式	60		60		60	0
(貸方)						
資本金	300	200	500	200		300
当期純利益	100	300	400			400
非支配株主持分					350	350*
非支配株主に帰属する 当期純利益				210		210

\* 次表\*4に同じ。

5．連結貸借対照表（P社・B社）

資産*1	1,540	負債*2	700	*1	$1,000 - 60 + 600 = 1,540$
				*2	$600 + 100 = 700$
				*3	$100 + 300 - 210 = 190$
				*4	$140 + 210 = 350$
		資本金	300		
		利益剰余金*3	190		
		非支配株主持分*4	350		

（ケース2）親会社 緊密者等20%、親会社 子会社30%、緊密者等 子会社30%の場合  
の処理

<前提条件>

- ア．P社は期首にA社の株式を取得し、P社とA社は期首にB社の株式を取得した。  
イ．株式の所有関係は次のとおりである（A社は持分法適用会社、B社は連結子会社となる。）
- ・ 親会社（P社）による緊密者等（A社）の持分比率 20%
  - ・ 親会社（P社）による子会社（B社）の持分比率 30%
  - ・ 緊密者等（A社）による子会社（B社）の持分比率 30%

1. 個別貸借対照表

P社貸借対照表

資 産	1,000	負 債	600
(内 数) A社株式 20 B社株式 60		資本金	300
		当期純利益	100

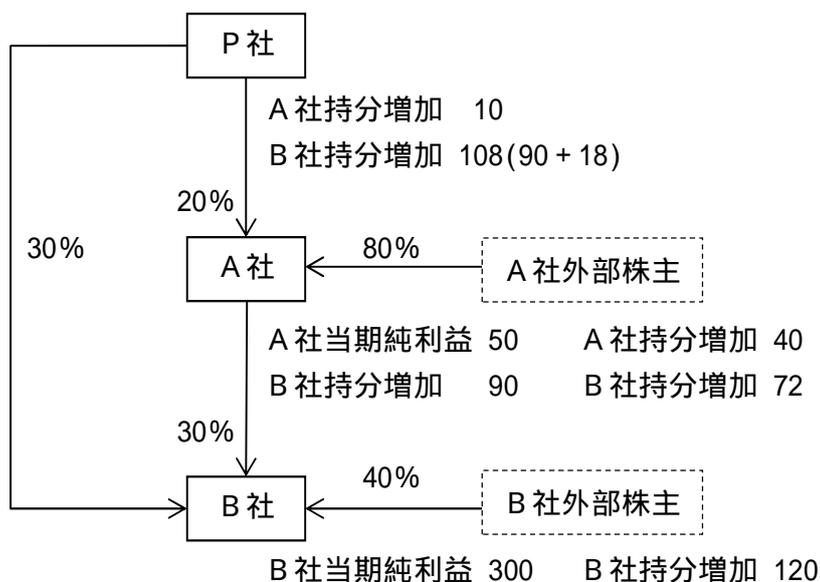
A社貸借対照表(関連会社)

資 産	700	負 債	550
(内 数) B社株式 60		資本金	100
		当期純利益	50

B社貸借対照表(連結子会社)

資 産	600	負 債	100
		資本金	200
		当期純利益	300

2. 株式の所有関係と当期純利益の帰属図



### 3. 連結修正仕訳

#### (1) P社の投資（B社株式）とB社の資本金との相殺消去

B社の期首の貸借対照表に基づき、P社所有のB社株式とB社の資本金とを相殺消去し、A社持分額及び外部株主持分額を非支配株主持分へ振り替える。

資本金	200	／	B社株式	60
			非支配株主持分	140

#### (2) 非支配株主に帰属する当期純利益の計上

B社当期純利益のうち非支配株主持分額（A社持分額＋B社外部株主持分額）を非支配株主持分へ振り替える。

非支配株主に帰属する当期純利益	210	／	非支配株主持分	210
-----------------	-----	---	---------	-----

\*  $300 \times (1 - 0.3) = 210$

#### (3) 持分法による投資利益の計上

A社株式に係る持分法による投資利益（直接持分額＋間接持分額）を計上する。

A社株式	28	／	持分法による投資利益	28
------	----	---	------------	----

\*  $50 \times 0.2 + 300 \times 0.3 \times 0.2 = 10 + 18 = 28$

### 4. 連結精算表（関連部分のみ抜粋）

	P社	B社	合算金額	連結修正仕訳		修正後金額
				借方	貸方	
(借方)						
A社株式	20		20	28		48
B社株式	60		60		60	0
(貸方)						
資本金	300	200	500	200		300
当期純利益	100	300	400			400
非支配株主持分					350	350*
非支配株主に帰属する当期純利益				210		210
持分法損益					28	28

\* 次表\*5に同じ。

5. 連結貸借対照表 ( P 社・ B 社 )

資 産*1	1,568	負 債*3	700	*1	$1,000 - 60 + 28 + 600 = 1,568$
( 内 数 ) A 社株式*2 48		資本金	300	*2	$20 + 28 = 48$
		利益剰余金*4	218	*3	$600 + 100 = 700$
		非支配株主持分*5	350	*4	$100 + 300 - 210 + 28 = 218$
				*5	$140 + 210 = 350$

設例 3 2 社の子会社による株式の相互持合の場合の処理

( ケース 1 ) 子会社株式を取得した場合の処理

< 前提条件 >

ア . A 社は B 社株式 50% を所有し、 B 社は A 社株式 40% を所有している。

イ . P 社は X 年 3 月 31 日に A 社株式 40%、 B 社株式 40% をそれぞれ 5,500、 10,000 で取得した。

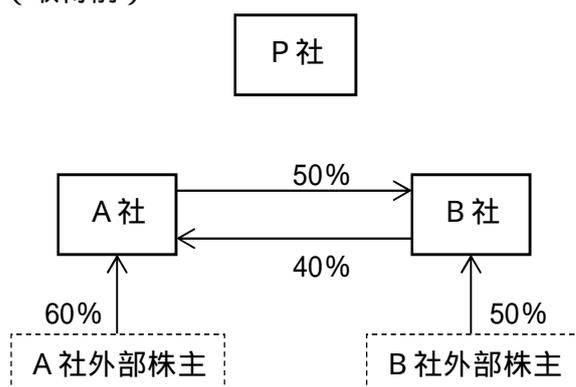
ウ . 株式の所有関係は次のとおりである ( A 社及び B 社とも連結子会社となる。 )

- ・ 親会社 ( P 社 ) による子会社 ( A 社 ) の持分比率 40%
- ・ 親会社 ( P 社 ) による子会社 ( B 社 ) の持分比率 40%
- ・ 子会社 ( A 社 ) による子会社 ( B 社 ) の持分比率 50%
- ・ 子会社 ( B 社 ) による子会社 ( A 社 ) の持分比率 40%

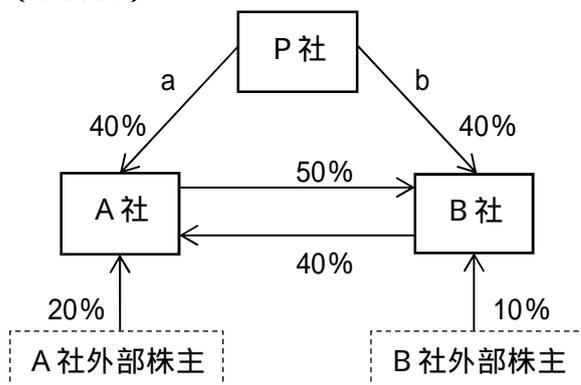
エ . P 社による A 社株式と B 社株式の取得時に、既に A 社と B 社間において株式の相互持合が行われているため、繰越利益剰余金 ( 取得時利益剰余金 ) は相互持合を調整した実質持分比率により按分する。

オ . P 社による A 社株式、 B 社株式取得前後の持株関係図

( 取得前 )



(取得後)



カ．貸借対照表項目 (X1年3月31日)

	A社	B社
A社株式	-	4,000
B社株式	10,000	-
資本金	10,000	20,000
繰越利益剰余金 (当期純利益)	1,000 (1,000)	2,000 (2,000)

1．原則法 (利益剰余金の実質的な帰属額を計算する方法) による処理

(1) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

	A社		B社	
	持分比率	持分額	持分比率	持分額
P社直接持分	40%	4,000	40%	8,000
A社直接持分	-	-	50%	10,000
B社直接持分	40%	4,000	-	-
外部株主直接持分	20%	2,000	10%	2,000
合計	100%	10,000	100%	20,000

繰越利益剰余金部分

	A 社		B 社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P 社直接持分	50 % *1	500	50 % *5	1,000
P 社間接持分	20 % *2	200	25 % *6	500
外部株主直接持分	25 % *3	250	12.5% *7	250
外部株主間接持分	5 % *4	50	12.5% *8	250
合 計	100 %	1,000	100 %	2,000

\*1  $a / (1 - x) = 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 50\%$

\*2  $x b / (1 - x) = 40\% \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 20\%$

\*3  $(1 - a - ) / (1 - x) = (100\% - 40\% - 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 25\%$

\*4  $(1 - b - ) \times / (1 - x) = (100\% - 40\% - 50\%) \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 5\%$

\*5  $b / (1 - x) = 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 50\%$

\*6  $x a / (1 - x) = 50\% \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 25\%$

\*7  $(1 - b - ) / (1 - x) = (100\% - 40\% - 50\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 12.5\%$

\*8  $(1 - a - ) \times / (1 - x) = (100\% - 40\% - 40\%) \times 50\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 12.5\%$

(2) 連結修正仕訳

P 社及び B 社の投資（A 社株式）と A 社の資本との相殺消去及びのれんの計上  
A 社の X1 年 3 月期の貸借対照表に基づき、A 社株式と A 社の資本との相殺消去  
及び非支配株主持分への振替を行い、消去差額をのれんに計上する。この場合、  
繰越利益剰余金及び非支配株主持分は、A 社と B 社間の相互持合を調整した実質  
的な持分額（直接持分額 + 間接持分額）を用いる。

A 社資本金	10,000	A 社株式（P 社所有）	5,500
A 社繰越利益剰余金（直接）*1	750	A 社株式（B 社所有）	4,000
B 社繰越利益剰余金（間接）*2	750	A 社非支配株主持分*3	2,500
のれん（A 社）	500		

\*1  $500 + 250 = 750$

\*2  $500 + 250 = 750$

\*3  $2,000 + 250 + 250 = 2,500$

P社及びA社の投資（B社株式）とB社の資本との相殺消去及びのれんの計上  
 B社のX1年3月期の貸借対照表に基づき、B社株式とB社の資本との相殺消去  
 及び非支配株主持分への振替を行い、消去差額をのれんに計上する。この場合、  
 繰越利益剰余金及び非支配株主持分は、A社とB社間の相互持合を調整した実質  
 的な持分額（直接持分額 + 間接持分額）を用いる。

B社資本金	20,000	B社株式（P社所有）	10,000
B社繰越利益剰余金（直接）*1	1,250	B社株式（A社所有）	10,000
A社繰越利益剰余金（間接）*2	250	B社非支配株主持分*3	2,300
のれん（B社）	800		

\*1 1,000 + 250 = 1,250

\*2 200 + 50 = 250

\*3 2,000 + 250 + 50 = 2,300

## 2. 簡便法（利益剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法）による処理

### (1) 実質持分比率及び連結持分額

#### 資本金部分

上記「1. 原則法」と同一のため省略する。

#### 繰越利益剰余金部分

	A社		B社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P社持分	70%*1	700	75%*3	1,500
外部株主持分	30%*2	300	25%*4	500
合計	100%	1,000	100%	2,000

\*1  $(a + \frac{a \times b}{1 - \frac{a \times b}{1 - \frac{a \times b}{1 - \dots}}}) = (40\% + 40\% \times 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 70\%$

\*2  $100\% - 70\% = 30\%$

\*3  $(b + \frac{b \times a}{1 - \frac{a \times b}{1 - \frac{a \times b}{1 - \dots}}}) = (40\% + 50\% \times 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 75\%$

\*4  $100\% - 75\% = 25\%$

(2) 連結修正仕訳

P社及びB社の投資（A社株式）とA社の資本との相殺消去及びのれんの計上  
A社のX1年3月期の貸借対照表に基づき、A社株式とA社の資本との相殺消去  
及び非支配株主持分への振替を行い、消去差額をのれんに計上する。この場合、  
上記「1．原則法」と異なり、繰越利益剰余金は相互持合を調整していないA社  
の繰越利益剰余金を用い、非支配株主持分もA社繰越利益剰余金に対する実質的  
な持分額（直接持分額 + 間接持分額）を用いる。

A社資本金	10,000	A社株式（P社所有）	5,500
A社繰越利益剰余金	1,000	A社株式（B社所有）	4,000
のれん（A社）	800	A社非支配株主持分*	2,300

\* 2,000 + 300 = 2,300

P社及びA社の投資（B社株式）とB社の資本との相殺消去及びのれんの計上  
B社のX1年3月期の貸借対照表に基づき、B社株式とB社の資本との相殺消去  
及び非支配株主持分への振替を行い、消去差額をのれんに計上する。この場合、  
上記「1．原則法」と異なり、繰越利益剰余金は相互持合を調整していないB社  
の繰越利益剰余金を用い、非支配株主持分もB社繰越利益剰余金に対する実質的  
な持分額（直接持分額 + 間接持分額）を用いる。

B社資本金	20,000	B社株式（P社所有）	10,000
B社繰越利益剰余金	2,000	B社株式（A社所有）	10,000
のれん（B社）	500	B社非支配株主持分*	2,500

\* 2,000 + 500 = 2,500

3．簡便法（株式の相互持合を無視して計算する方法）による処理

(1) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

上記「1．原則法」と同一のため省略する。

繰越利益剰余金部分

	A社		B社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P社持分	66.7%*1	667	80 %*3	1,600
外部株主持分	33.3%*2	333	20 %*4	400
合計	100 %	1,000	100 %	2,000

\*1  $a / (1 - ) = 40\% / (100\% - 40\%) = 66.7\%$

\*2  $100\% - 66.7\% = 33.3\%$

\*3  $b / (1 - ) = 40\% / (100\% - 50\%) = 80\%$

\*4  $100\% - 80\% = 20\%$

(2) 連結修正仕訳

P社及びB社の投資（A社株式）とA社の資本との相殺消去及びのれんの計上  
A社のX1年3月期の貸借対照表に基づき、A社株式とA社の資本との相殺消去  
及び非支配株主持分への振替を行い、消去差額をのれんに計上する。この場合、  
上記「2．簡便法」と同様に、繰越利益剰余金は相互持合を調整していないA社  
の繰越利益剰余金を用いる。

A社資本金	10,000	A社株式（P社所有）	5,500
A社繰越利益剰余金	1,000	A社株式（B社所有）	4,000
のれん（A社）	833	A社非支配株主持分*	2,333

\* 2,000 + 333 = 2,333

P社及びA社の投資（B社株式）とB社の資本との相殺消去及びのれんの計上  
B社のX1年3月期の貸借対照表に基づき、B社株式とB社の資本との相殺消去  
及び非支配株主持分への振替を行い、消去差額をのれんに計上する。この場合、  
上記「2．簡便法」と同様に、繰越利益剰余金は相互持合を調整していないB社  
の繰越利益剰余金を用いる。

B社資本金	20,000	B社株式（P社所有）	10,000
B社繰越利益剰余金	2,000	B社株式（A社所有）	10,000
のれん（B社）	400	B社非支配株主持分*	2,400

\* 2,000 + 400 = 2,400

(ケース2) 子会社株式を一部売却した場合の処理

<前提条件>

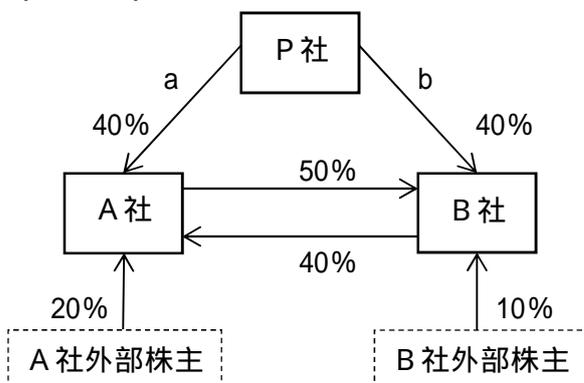
ア．P社はX2年3月31日(ケース1の翌年度)にA社株式20%(投資簿価2,750)を3,500  
で売却し、株式売却益750を計上した。

イ．株式の所有関係の変動は次のとおりである（A社及びB社とも連結子会社のまま  
である。）。

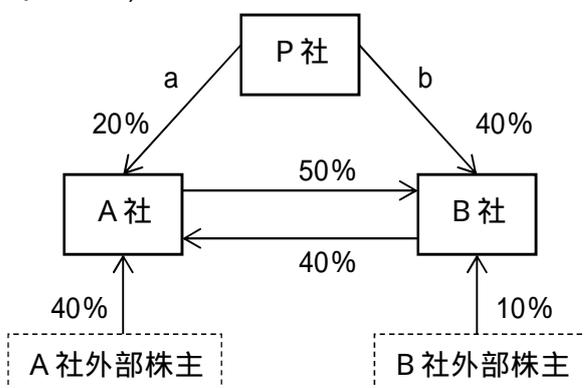
- ・ 親会社（P社）による子会社（A社）の持分比率 40% 20%
- ・ 親会社（P社）による子会社（B社）の持分比率 40%
- ・ 子会社（A社）による子会社（B社）の持分比率 50%
- ・ 子会社（B社）による子会社（A社）の持分比率 40%

ウ．P社によるA社株式売却前後の持株関係図

(売却前)



(売却後)



エ．貸借対照表項目 (X2年3月31日)

	A社	B社
A社株式	-	4,000
B社株式	10,000	-
資本金	10,000	20,000
繰越利益剰余金 (当期純利益)	2,000 (1,000)	4,000 (2,000)

1．原則法 (利益剰余金の実質的な帰属額を計算する方法) による処理

(売却前)

(1) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

ケース1と同一のため省略する。

繰越利益剰余金部分

	A社		B社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P社直接持分	50 % *1	1,000(1)	50 % *5	2,000(5)
P社間接持分	20 % *2	400(2)	25 % *6	1,000(6)
外部株主直接持分	25 % *3	500(3)	12.5% *7	500(7)
外部株主間接持分	5 % *4	100(4)	12.5% *8	500(8)
合計	100 %	2,000	100 %	4,000

\*1  $a/(1 - x) = 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 50\%$

\*2  $x b / (1 - x) = 40\% \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 20\%$

\*3  $(1 - a - ) / (1 - x) = (100\% - 40\% - 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 25\%$

\*4  $(1 - b - ) \times / (1 - x) = (100\% - 40\% - 50\%) \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 5\%$

\*5  $b / (1 - x) = 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 50\%$

\*6  $x a / (1 - x) = 50\% \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 25\%$

\*7  $(1 - b - ) / (1 - x) = (100\% - 40\% - 50\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 12.5\%$

\*8  $(1 - a - ) \times / (1 - x) = (100\% - 40\% - 40\%) \times 50\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 12.5\%$

(2) 連結修正仕訳

開始仕訳

A社資本金	10,000	A社株式 (P社所有)	5,500
A社繰越利益剰余金 (直接)	750	A社株式 (B社所有)	4,000
B社繰越利益剰余金 (間接)	750	A社非支配株主持分	2,500
のれん (A社)	500		

B社資本金	20,000	B社株式 (P社所有)	10,000
B社繰越利益剰余金 (直接)	1,250	B社株式 (A社所有)	10,000
A社繰越利益剰余金 (間接)	250	B社非支配株主持分	2,300
のれん (B社)	800		

非支配株主に帰属する当期純利益の計上

A社及びB社の当期純利益のうち非支配株主持分額(直接持分額+間接持分額)を  
 を実質持分比率に基づき計算し、非支配株主持分へ振り替える。

A社非支配株主に帰属する 当期純利益(直接)*1	250	A社非支配株主持分	500
A社非支配株主に帰属する 当期純利益(間接)*2	250	B社非支配株主持分	300
B社非支配株主に帰属する 当期純利益(直接)*3	250		
B社非支配株主に帰属する 当期純利益(間接)*4	50		

\*1  $500(3) - 250 = 250$

\*2  $500(8) - 250 = 250$

\*3  $500(7) - 250 = 250$

\*4  $100(4) - 50 = 50$

(売却後)

(3) 実質持分比率及び連結持分額  
 資本金部分

	A社		B社	
	持分比率	持分額	持分比率	持分額
P社直接持分	20%	2,000	40%	8,000
A社直接持分	-	-	50%	10,000
B社直接持分	40%	4,000	-	-
外部株主直接持分	40%	4,000	10%	2,000
合計	100%	10,000	100%	20,000

繰越利益剰余金部分

	A社		B社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P社直接持分	25 %*1	500(1)'	50 %*5	2,000(5)'
P社間接持分	20 %*2	400(2)'	12.5%*6	500(6)'
外部株主直接持分	50 %*3	1,000(3)'	12.5%*7	500(7)'
外部株主間接持分	5 %*4	100(4)'	25 %*8	1,000(8)'
合計	100 %	2,000	100 %	4,000

\*1  $a/(1 - x) = 20\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 25\%$

\*2  $x b / (1 - x) = 40\% \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 20\%$

\*3  $(1 - a - ) / (1 - x) = (100\% - 20\% - 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 50\%$

\*4  $(1 - b - ) \times / (1 - x) = (100\% - 40\% - 50\%) \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 5\%$

\*5  $b / (1 - x) = 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 50\%$

\*6  $x a / (1 - x) = 50\% \times 20\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 12.5\%$

\*7  $(1 - b - ) / (1 - x) = (100\% - 40\% - 50\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 12.5\%$

\*8  $(1 - a - ) \times / (1 - x) = (100\% - 20\% - 40\%) \times 50\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 25\%$

(4) A社株式売却による持分変動

資本金部分

	売却前			売却後		
	A社	B社	計	A社	B社	計
P社直接持分	4,000	8,000	12,000	2,000	8,000	10,000
A社直接持分	-	10,000	10,000	-	10,000	10,000
B社直接持分	4,000	-	4,000	4,000	-	4,000
外部株主直接持分	2,000	2,000	4,000	4,000	2,000	6,000

繰越利益剰余金部分

	売却前			売却後		
	A社	B社	計	A社	B社	計
P社直接持分	1,000(1)	2,000(5)	3,000	500(1)'	2,000(5)'	2,500
P社間接持分	400(2)	1,000(6)	1,400	400(2)'	500(6)'	900
外部株主直接持分	500(3)	500(7)	1,000	1,000(3)'	500(7)'	1,500
外部株主間接持分	100(4)	500(8)	600	100(4)'	1,000(8)'	1,100

売却による非支配株主持分の増加

	A社外部株主持分	B社外部株主持分	合計
資本金部分	2,000*1	-	2,000
繰越利益剰余金部分	1,000*2	0*3	1,000
合計	3,000	0	3,000

\*1  $4,000 - 2,000 = 2,000$

\*2  $(1,000(3)' + 1,000(8)') - (500(3) + 500(8)) = 1,000$

\*3  $(500(7)' + 100(4)') - (500(7) + 100(4)) = 0$

(5) 連結修正仕訳

(A社株式売却差額の処理)

P社がA社株式の一部を売却したことによるA社非支配株主持分増加額とA社株式の売却価額との差額は、資本剰余金として処理する。

投資簿価と売却持分の相殺消去

A社株式*1	2,750	/	A社非支配株主持分	3,000
株式売却益*2	250			

\*1  $5,500 \times 0.2 / 0.4 = 2,750$

\*2  $3,000 - 2,750 = 250$

株式売却益の資本剰余金への振替

株式売却益	500	/	資本剰余金	500
-------	-----	---	-------	-----

\* 修正後の株式売却益  $750 - 250 = 500$

2. 簡便法(利益剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法)による処理

(売却前)

(1) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

ケース1と同一のため省略する。

繰越利益剰余金部分

	A社		B社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P社持分	70% *1	1,400 (9)	75% *3	3,000(11)
外部株主持分	30% *2	600(10)	25% *4	1,000(12)
合計	100%	2,000	100%	4,000

\*1  $(a + \times b) / (1 - \times) = (40\% + 40\% \times 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 70\%$

\*2  $100\% - 70\% = 30\%$

\*3  $(b + \times a) / (1 - \times) = (40\% + 50\% \times 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 75\%$

\*4  $100\% - 75\% = 25\%$

(2) 連結修正仕訳

開始仕訳

A社資本金	10,000	A社株式 (P社所有)	5,500
A社繰越利益剰余金	1,000	A社株式 (B社所有)	4,000
のれん (A社)	800	A社非支配株主持分	2,300

B社資本金	20,000	B社株式 (P社所有)	10,000
B社繰越利益剰余金	2,000	B社株式 (A社所有)	10,000
のれん (B社)	500	B社非支配株主持分	2,500

非支配株主に帰属する当期純利益の計上

A社及びB社の当期純利益のうち非支配株主持分額(直接持分額 + 間接持分額)を  
実質持分比率に基づき計算し、非支配株主持分へ振り替える。

A社非支配株主に帰属する 当期純利益*1	300	A社非支配株主持分	300
B社非支配株主に帰属する 当期純利益*2	500	B社非支配株主持分	500

\*1  $600(10) - 300 = 300$

\*2  $1,000(12) - 500 = 500$

(売却後)

(3) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

上記「1. 原則法」と同一のため省略する。

繰越利益剰余金部分

	A社		B社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P社持分	45 %*1	900 (9)'	62.5%*3	2,500(11)'
外部株主持分	55 %*2	1,100(10)'	37.5%*4	1,500(12)'
合計	100 %	2,000	100 %	4,000

\*1  $(a + \times b) / (1 - \times) = (20\% + 40\% \times 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 45\%$

\*2  $100\% - 45\% = 55\%$

\*3  $(b + \times a) / (1 - \times) = (40\% + 50\% \times 20\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 62.5\%$

\*4  $100\% - 62.5\% = 37.5\%$

(4) A社株式売却による持分変動

資本金部分

上記「1.原則法」と同一のため省略する。

繰越利益剰余金部分

	売却前			売却後		
	A社	B社	計	A社	B社	計
P社持分	1,400 (9)	3,000(11)	4,400	900 (9)'	2,500(11)'	3,400
外部株主持分	600(10)	1,000(12)	1,600	1,100(10)'	1,500(12)'	2,600

売却による非支配株主持分の増加

	A社外部株主持分	B社外部株主持分	合計
資本金部分	2,000*1	-	2,000
繰越利益剰余金部分	500*2	500*3	1,000
合計	2,500	500	3,000

\*1  $4,000 - 2,000 = 2,000$

\*2  $1,100(10)' - 600(10) = 500$

\*3  $1,500(12)' - 1,000(12) = 500$

(5) 連結修正仕訳

( A 社株式売却差額の処理 )

P 社が A 社株式の一部を売却したことによる非支配株主持分増加額と A 社株式の売却価額との差額は、資本剰余金として処理する。

投資簿価と売却持分の相殺消去

A 社株式*1	2,750	/	A 社非支配株主持分	2,500
株式売却益*2	250	/	B 社非支配株主持分	500

\*1  $5,500 \times 0.2 / 0.4 = 2,750$

\*2  $3,000 - 2,750 = 250$

株式売却益の資本剰余金への振替

株式売却益	500	/	資本剰余金	500
-------	-----	---	-------	-----

\* 修正後の株式売却益  $750 - 250 = 500$

3 . 簡便法 ( 株式の相互持合を無視して計算する方法 ) による処理

( 売却前 )

(1) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

ケース 1 と同一のため省略する。

繰越利益剰余金部分

	A 社		B 社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P 社持分	66.7% *1	1,334 (13)	80 % *3	3,200 (15)
外部株主持分	33.3% *2	666 (14)	20 % *4	800 (16)
合計	100 %	2,000	100 %	4,000

\*1  $a / (1 - ) = 40\% / (100\% - 40\%) = 66.7\%$

\*2  $100\% - 66.7\% = 33.3\%$

\*3  $b / (1 - ) = 40\% / (100\% - 50\%) = 80\%$

\*4  $100\% - 80\% = 20\%$

(2) 連結修正仕訳

開始仕訳

A社資本金	10,000	A社株式(P社所有)	5,500
A社繰越利益剰余金	1,000	A社株式(B社所有)	4,000
のれん(A社)	833	A社非支配株主持分	2,333

B社資本金	20,000	B社株式(P社所有)	10,000
B社繰越利益剰余金	2,000	B社株式(A社所有)	10,000
のれん(B社)	400	B社非支配株主持分	2,400

非支配株主に帰属する当期純利益の計上

A社及びB社の当期純利益のうち非支配株主持分額を実質持分比率に基づき計算し、非支配株主持分へ振り替える。

A社非支配株主に帰属する 当期純利益*1	333	A社非支配株主持分	333
B社非支配株主に帰属する 当期純利益*2	400	B社非支配株主持分	400

\*1  $666(14) - 333 = 333$

\*2  $800(16) - 400 = 400$

(売却後)

(3) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

上記「1.原則法」と同一のため省略する。

繰越利益剰余金部分

	A社		B社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P社持分	33.3%*1	666(13)'	80%*3	3,200(15)'
外部株主持分	66.7%*2	1,334(14)'	20%*4	800(16)'
合計	100%	2,000	100%	4,000

\*1  $a/(1 - ) = 20\% / (100\% - 40\%) = 33.3\%$

\*2  $100\% - 33.3\% = 66.7\%$

\*3  $b/(1 - ) = 40\% / (100\% - 50\%) = 80\%$

\*4  $100\% - 80\% = 20\%$

(4) A社株式売却による持分変動

資本金部分

上記「1.原則法」と同一のため省略する。

繰越利益剰余金部分

	売却前			売却後		
	A社	B社	計	A社	B社	計
P社持分	1,334(13)	3,200(15)	4,534	666(13)'	3,200(15)'	3,866
外部株主持分	666(14)	800(16)	1,466	1,334(14)'	800(16)'	2,134

売却による非支配株主持分の増加

	A社外部株主持分	B社外部株主持分	合計
資本金部分	2,000*1	-	2,000
繰越利益剰余金部分	668*2	0*3	668
合計	2,668	0	2,668

\*1  $4,000 - 2,000 = 2,000$

\*2  $1,334(14)' - 666(14) = 668$

\*3  $800(16)' - 800(16) = 0$

(5) 連結修正仕訳

(A社株式売却差額の処理)

P社がA社株式の一部を売却したことによるA社非支配株主持分増加額とA社株式の売却価額との差額は、資本剰余金として処理する。

投資簿価と売却持分の相殺消去

A社株式*1	2,750	/	A社非支配株主持分	2,668
			株式売却益*2	82

\*1  $5,500 \times 0.2 / 0.4 = 2,750$

\*2  $2,750 - 2,668 = 82$

株式売却益の資本剰余金への振替

株式売却益	832	/	資本剰余金	832
-------	-----	---	-------	-----

\* 修正後の株式売却益  $750 + 82 = 832$

設例 4 3 社の子会社による株式の相互持合の場合の処理

< ケース 1 及びケース 2 共通の前提条件 >

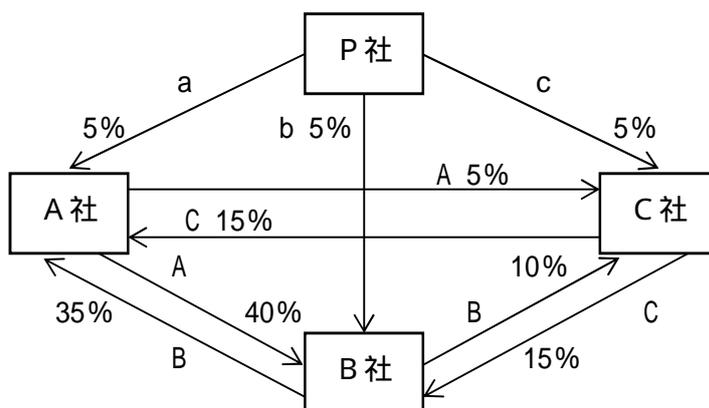
ア．P社からA社、B社、C社への出資及びA社、B社、C社間の相互持合は、3社の設立時（期首）に行われたものとする。

イ．P社から各社への出資額は、A社500、B社1,000、C社1,500である。

ウ．株式の所有関係は次のとおりである（A社及びB社は連結子会社、C社は持分法適用会社となる。）

	P社	A社	B社	C社
P社持分比率	-	a 5%	b 5%	c 5%
A社持分比率	0%	-	A 40%	A 5%
B社持分比率	0%	B 35%	-	B 10%
C社持分比率	0%	C 15%	C 15%	-
グループ内持分比率計	0%	gA 55%	gB 60%	gC 20%
外部株主持分比率	-	1-gA 45%	1-gB 40%	1-gC 80%

エ．株式の所有（相互持合）関係図



オ．貸借対照表項目

	A社	B社	C社
A社株式	-	3,500	1,500
B社株式	8,000	-	3,000
C社株式	1,500	3,000	-
資本金	10,000	20,000	30,000
当期純利益	1,000	2,000	3,000

(ケース1)簡便法(利益剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法)による処理

1. 実質持分比率

A社、B社、C社の当期純利益をそれぞれA<sub>0</sub>、B<sub>0</sub>、C<sub>0</sub>とすれば、相互持合の影響を考慮した実質的な連結持分額A<sub>1</sub>、B<sub>1</sub>、C<sub>1</sub>は、それぞれ次の連立方程式を解くことにより計算することができる。

$$\begin{aligned} A_1 &= A_0 + B_1 \times A + C_1 \times A \\ B_1 &= B_0 + A_1 \times B + C_1 \times B \\ C_1 &= C_0 + A_1 \times C + B_1 \times C \end{aligned}$$

この連立方程式を解くと、次のようになる。ただし、分母は とする。

$$\begin{aligned} &= 1 - (A \times B + B \times C + A \times C) - (A \times B \times C + A \times C \times B) \\ A_1 &= \{A_0 \times (1 - B \times C) + B_0 \times (A + A \times C) + C_0 \times (A + A \times B)\} / \\ B_1 &= \{A_0 \times (B + B \times C) + B_0 \times (1 - A \times C) + C_0 \times (B + B \times A)\} / \\ C_1 &= \{A_0 \times (C + C \times B) + B_0 \times (C + C \times A) + C_0 \times (1 - B \times A)\} / \end{aligned}$$

以上から、P社の各子会社に対する直接持分額と各子会社を経由した間接持分額の合計額(実質持分額)を、各子会社の利益剰余金に対するP社の実質的な持分比率を乗じて計算することができる。

各子会社に対するP社の連結持分額の合計額は、次のようになる。

$$\begin{aligned} P_1 &= A_1 \times a + B_1 \times b + C_1 \times c \\ &= \{A_0 \times \{(1 - B \times C) \times a + (B + B \times C) \times b + (C + C \times B) \times c\} + B_0 \\ &\quad \times \{(A + A \times C) \times a + (1 - A \times C) \times b + (C + C \times A) \times c\} + C_0 \\ &\quad \times \{(A + A \times B) \times a + (B + B \times A) \times b + (1 - B \times A) \times c\} / \end{aligned}$$

そして、上記の算式と前提条件の持分比率を用いてA<sub>0</sub>、B<sub>0</sub>、C<sub>0</sub>のそれぞれに対する実質持分比率を求めると、次のようになる。

$$\begin{aligned} A_0 \text{に対する実質持分比率} &: \{(1 - B \times C) \times a + (B + B \times C) \times b + (C + C \\ &\quad \times B) \times c\} / = 9.37\% \\ B_0 \text{に対する実質持分比率} &: \{(A + A \times C) \times a + (1 - A \times C) \times b + (C + C \\ &\quad \times A) \times c\} / = 9.71\% \\ C_0 \text{に対する実質持分比率} &: \{(A + A \times B) \times a + (B + B \times A) \times b + (1 - B \\ &\quad \times A) \times c\} / = 6.44\% \end{aligned}$$

## 2. 連結修正仕訳

### (1) P社及びB社の投資（A社株式）とA社の資本金との相殺消去

A社の期首の貸借対照表に基づき、P社及びB社所有のA社株式とA社の資本金とを相殺消去し、外部株主持分額（C社持分額を含む。）を非支配株主持分へ振り替える。

A社資本金	10,000	/	A社株式(P社所有)	500
			A社株式(B社所有)	3,500
			A社非支配株主持分	6,000

### (2) P社及びA社の投資（B社株式）とB社の資本金との相殺消去

B社の期首の貸借対照表に基づき、P社及びA社所有のB社株式とB社の資本金とを相殺消去し、外部株主持分額（C社持分額を含む。）を非支配株主持分へ振り替える。

B社資本金	20,000	/	B社株式(P社所有)	1,000
			B社株式(A社所有)	8,000
			B社非支配株主持分	11,000

### (3) 非支配株主に帰属する当期純利益の計上

A社及びB社の当期純利益のうち非支配株主持分額（直接持分額 + 間接持分額）を実質持分比率に基づき計算し、非支配株主持分へ振り替える。

A社非支配株主に帰属する 当期純利益	906.3	/	A社非支配株主持分	906.3
-----------------------	-------	---	-----------	-------

\*  $1,000 \times (1 - 0.0937) = 906.3$

B社非支配株主に帰属する 当期純利益	1,805.8	/	B社非支配株主持分	1,805.8
-----------------------	---------	---	-----------	---------

\*  $2,000 \times (1 - 0.0971) = 1,805.8$

### (4) 持分法による投資利益の計上

C社は持分法適用会社となるため、C社当期純利益のうちP社に帰属する額（直接持分額 + 間接持分額）を実質持分比率に基づき計算し、C社株式（P社所有）を増額する。

C社株式	193.2	/	持分法による投資利益	193.2
------	-------	---	------------	-------

\*  $3,000 \times 0.0644 = 193.2$

(ケース2)簡便法(株式の相互持合を無視して計算する方法)による処理

1. 実質持分比率

株式の相互持合が多数の会社間で行われている場合、株式の相互持合による影響を無視してP社の実質的な持分比率を計算することが認められることがある。

具体的には、以下のように親会社の持分比率とグループ外の外部株主の持分比率を用いて計算する。

$$A0 \text{ に対する実質持分比率} : a / \{a + (1 - gA)\} = 10.00\%$$

$$B0 \text{ に対する実質持分比率} : b / \{b + (1 - gB)\} = 11.11\%$$

$$C0 \text{ に対する実質持分比率} : c / \{c + (1 - gC)\} = 5.88\%$$

上記の結果は、ケース1の結果と近似しているが、前提条件が変わると常にこのような結果になるとは限らないため、安易にこの方法によることのないよう留意が必要である。

2. 連結修正仕訳

(1) 投資と資本金との相殺消去

ケース1と同一のため省略する。

(2) 非支配株主に帰属する当期純利益の計上

A社及びB社の当期純利益のうち非支配株主持分額を実質持分比率に基づき計算し、非支配株主持分へ振り替える。

A社非支配株主に帰属する 当期純利益	900.0	/	A社非支配株主持分	900.0
-----------------------	-------	---	-----------	-------

$$* 1,000 \times (1 - 0.1000) = 900.0$$

B社非支配株主に帰属する 当期純利益	1,777.8	/	B社非支配株主持分	1,777.8
-----------------------	---------	---	-----------	---------

$$* 2,000 \times (1 - 0.1111) = 1,777.8$$

(3) 持分法による投資利益の計上

C社は持分法適用会社となるため、C社当期純利益のうちP社に帰属する額を実質持分比率に基づき計算し、C社株式(P社所有)を増額する。

C社株式	176.4	/	持分法による投資利益	176.4
------	-------	---	------------	-------

$$* 3,000 \times 0.0588 = 176.4$$

設例5 間接所有会社に債務超過会社がある場合の処理

(ケース1) 親会社 緊密者等20%、親会社 子会社30%、緊密者等 子会社30%、かつ子会社が債務超過の場合の処理

<前提条件>

- ア．P社は期首にA社の株式を取得し、P社とA社は期首にB社の株式を取得した。
- イ．株式の所有関係は次のとおりである（A社は持分法適用会社、B社は連結子会社となる。）
  - ・ 親会社（P社）による緊密者等（A社）の持分比率 20%
  - ・ 親会社（P社）による子会社（B社）の持分比率 30%
  - ・ 緊密者等（A社）による子会社（B社）の持分比率 30%
- ウ．B社は当期純損失を計上し、債務超過となった。
- エ．A社とB社外部株主のB社損失の負担額は、それぞれ出資額（A社60、B社外部株主80）を限度とする。

1. 個別貸借対照表

P社貸借対照表

資 産	1,000	負 債	600
(内 数) A社株式 20 B社株式 60		資本金	300
		当期純利益	100

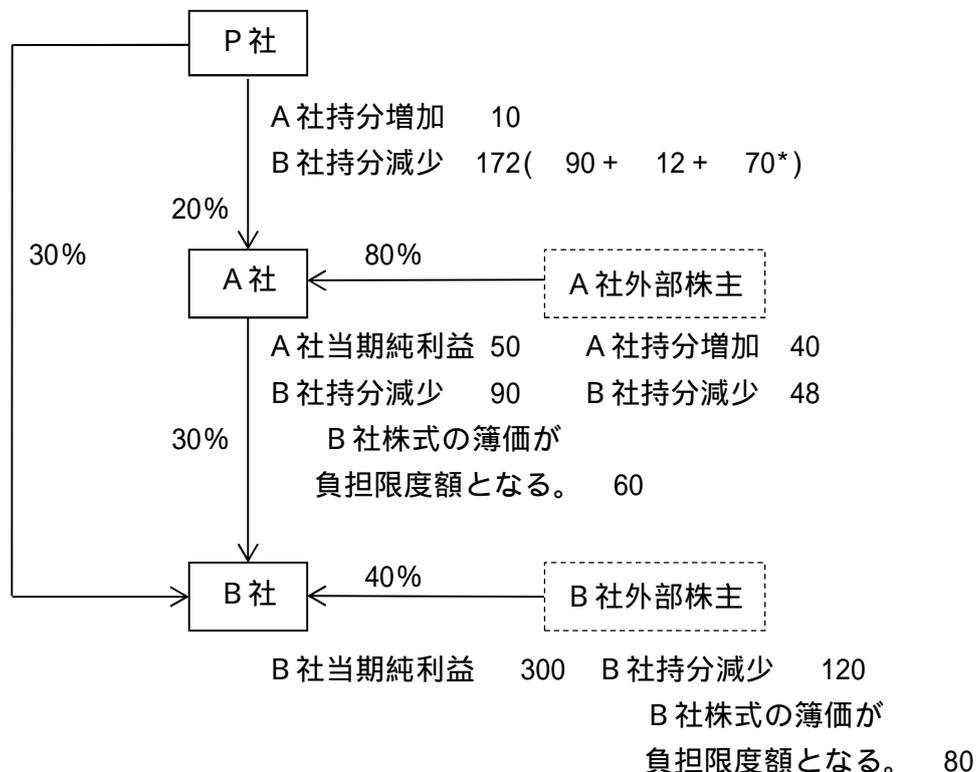
A社貸借対照表（関連会社）

資 産	700	負 債	550
(内 数) B社株式 60		資本金	100
		当期純利益	50

B社貸借対照表（連結子会社）

資 産	600	負 債	700
		資本金	200
		当期純利益	300

## 2. 株式の所有関係と当期純利益の帰属図



### \* 負担限度超過額

A社負担限度超過額

$$300 \times 0.3 - 60 = 30$$

B社外部株主負担限度超過額

$$300 \times 0.4 - 80 = 40$$

## 3. 連結修正仕訳

(1) P社の投資（B社株式）とB社の資本金との相殺消去

B社の期首の貸借対照表に基づき、P社所有のB社株式とB社の資本金とを相殺消去し、A社持分額及び外部株主持分額を非支配株主持分へ振り替える。

資本金	200	/	B社株式	60
			非支配株主持分	140

(2) 非支配株主に帰属する当期純利益の計上

B社当期純損失のうち非支配株主持分額（A社持分額 + B社外部株主持分額）を非支配株主持分へ振り替える。ただし、非支配株主持分残高（出資額）を限度とする。

非支配株主持分	140	／	非支配株主に帰属する 当期純利益	140
---------	-----	---	---------------------	-----

\*  $60 + 80 = 140$

(3) 持分法による投資損失の計上

A社株式に係る持分法による投資損失（直接持分額 + 間接持分額）を計上する。

持分法による投資損失	2	／	A社株式	2
------------	---	---	------	---

\*  $50 \times 0.2 + 60 \times 0.2 = 10 + 12 = 2$

4. 連結精算表（関連部分のみ抜粋）

	P社	B社	合算 金額	連結修正仕訳		修正後 金額
				借方	貸方	
(借方)						
A社株式	20		20		2	18
B社株式	60		60		60	0
(貸方)						
資本金	300	200	500	200		300
当期純利益	100	300	200			200
非支配株主持分				140	140	0*
非支配株主に帰属する 当期純利益					140	140
持分法損益				2		2

\* 次表\*5に同じ。

5. 連結貸借対照表（P社・B社）

資産*1	1,538	負債*3	1,300	*1	$1,000 - 60 - 2 + 600 = 1,538$
(内数) A社株式*2 18		資本金	300	*2	$20 - 2 = 18$
		利益剰余金*4	62	*3	$600 + 700 = 1,300$
		非支配株主持分*5	0	*4	$100 - 300 + 140 - 2 = 62$
				*5	$140 - 140 = 0$

( ケース 2 ) 2 社の子会社による株式の相互持合で、そのうち 1 社が債務超過の場合の処理

< 前提条件 >

ア． A 社は B 社株式 50% を所有し、 B 社は A 社株式 40% を所有している。

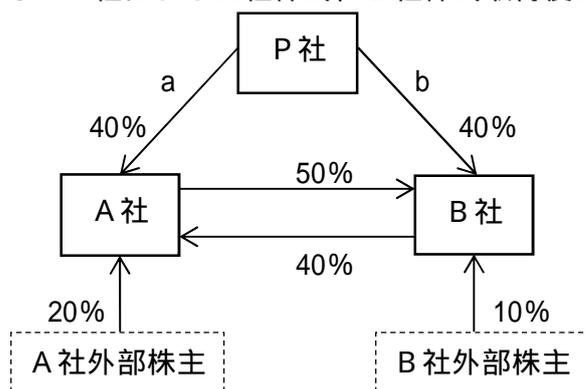
イ． P 社は X0 年 4 月 1 日に A 社株式 40%、 B 社株式 40% をそれぞれ 4,000、 8,000 で取得した。

ウ． 株式の所有関係は次のとおりである ( A 社及び B 社とも連結子会社となる。 )。

- ・ 親会社 ( P 社 ) による子会社 ( A 社 ) の持分比率 40%
- ・ 親会社 ( P 社 ) による子会社 ( B 社 ) の持分比率 40%
- ・ 子会社 ( A 社 ) による子会社 ( B 社 ) の持分比率 50%
- ・ 子会社 ( B 社 ) による子会社 ( A 社 ) の持分比率 40%

エ． P 社は X1 年 3 月期の期首に A 社株式と B 社株式を取得しているが、本設例では、便宜上、期首の連結修正仕訳は省略した。

オ． P 社による A 社株式、 B 社株式取得後の持株関係図



カ． 貸借対照表項目 ( X1 年 3 月 31 日 )

	A 社	B 社
A 社株式	-	4,000
B 社株式	10,000	-
資本金	10,000	20,000
当期純利益 ( 損失 )	20,000	50,000

1. 原則法（利益剰余金の実質的な帰属額を計算する方法）による処理

(1) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

	A社		B社	
	持分比率	持分額	持分比率	持分額
P社直接持分	40%	4,000	40%	8,000
A社直接持分	-	-	50%	10,000
B社直接持分	40%	4,000	-	-
外部株主直接持分	20%	2,000	10%	2,000
合計	100%	10,000	100%	20,000

当期純利益部分

	A社		B社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P社直接持分	50 %*1	10,000	50 %*5	25,000
P社間接持分	20 %*2	4,000	25 %*6	12,500
外部株主直接持分	25 %*3	5,000	12.5%*7	6,250
外部株主間接持分	5 %*4	1,000	12.5%*8	6,250
合計	100 %	20,000	100 %	50,000

\*1  $a/(1 - x) = 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 50\%$

\*2  $x b / (1 - x) = 40\% \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 20\%$

\*3  $(1 - a - ) / (1 - x) = (100\% - 40\% - 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 25\%$

\*4  $(1 - b - ) \times / (1 - x) = (100\% - 40\% - 50\%) \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 5\%$

\*5  $b / (1 - x) = 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 50\%$

\*6  $x a / (1 - x) = 50\% \times 40\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 25\%$

\*7  $(1 - b - ) / (1 - x) = (100\% - 40\% - 50\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 12.5\%$

\*8  $(1 - a - ) \times / (1 - x) = (100\% - 40\% - 40\%) \times 50\% / (100\% - 40\% \times 50\%) = 12.5\%$

(2) 連結修正仕訳

P社及びB社の投資（A社株式）とA社の資本との相殺消去

A社のX1年3月期の貸借対照表及び損益計算書に基づき、A社株式とA社の資本との相殺消去及び非支配株主持分への振替を行う。この場合、非支配株主に帰属する当期純利益及び非支配株主持分の計算に当たっては、A社とB社間の相互持合を調整した実質的な持分額（直接持分額 + 間接持分額）を用いる。

A社資本金	10,000	A社株式（P社所有）	4,000
A社非支配株主に帰属する 当期純利益（直接）*1	5,000	A社株式（B社所有）	4,000
B社非支配株主に帰属する 当期純利益（間接）*2	6,250	A社非支配株主持分*3	750

\*1 5,000

\*2 6,250

\*3 2,000 + 5,000 + 6,250 = 750

P社及びA社の投資（B社株式）とB社の資本との相殺消去

B社のX1年3月期の貸借対照表及び損益計算書に基づき、B社株式とB社の資本との相殺消去及び非支配株主持分への振替を行う。この場合、非支配株主に帰属する当期純利益及び非支配株主持分の計算に当たっては、A社とB社との相互持合を調整した実質的な持分額（直接持分額 + 間接持分額）を用いる。

B社資本金	20,000	B社株式（P社所有）	8,000
B社非支配株主に帰属する 当期純利益（直接）*1	6,250	B社株式（A社所有）	10,000
A社非支配株主に帰属する 当期純利益（間接）*2	1,000	B社非支配株主持分*3	3,250

\*1 6,250

\*2 1,000

\*3 2,000 + 6,250 + 1,000 = 3,250

上記の仕訳の結果、B社非支配株主持分がマイナス残高となるため、負担限度額のゼロ残高まで戻入れ処理を行う。

B社非支配株主に帰属する 当期純利益（直接）	3,250	B社非支配株主持分	3,250
---------------------------	-------	-----------	-------

2. 簡便法（利益剰余金の実質的な帰属額を計算しない方法）による処理

(1) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

上記「1. 原則法」と同一のため省略する。

当期純利益部分

	A 社		B 社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P 社持分	70% *1	14,000	75% *3	37,500
外部株主持分	30% *2	6,000	25% *4	12,500
合 計	100%	20,000	100%	50,000

\*1  $(a + \times b) / (1 - \times ) = (40\% + 40\% \times 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 70\%$

\*2  $100\% - 70\% = 30\%$

\*3  $(b + \times a) / (1 - \times ) = (40\% + 50\% \times 40\%) / (100\% - 40\% \times 50\%) = 75\%$

\*4  $100\% - 75\% = 25\%$

(2) 連結修正仕訳

P 社及び B 社の投資（A 社株式）と A 社の資本との相殺消去

A 社の X1 年 3 月期の貸借対照表及び損益計算書に基づき、A 社株式と A 社の資本との相殺消去及び非支配株主持分への振替を行う。この場合、上記「1. 原則法」と異なり、非支配株主に帰属する当期純利益の計算に当たっては、相互持合を調整していない A 社の当期純利益を用い、非支配株主持分も A 社当期純利益に対する実質的な持分額（直接持分額 + 間接持分額）を用いる。

A 社資本金	10,000	A 社株式（P 社所有）	4,000
A 社非支配株主に帰属する	6,000	A 社株式（B 社所有）	4,000
当期純利益*1		A 社非支配株主持分*2	8,000

\*1 6,000

\*2  $2,000 + 6,000 = 8,000$

P社及びA社の投資（B社株式）とB社の資本との相殺消去  
 B社のX1年3月期の貸借対照表及び損益計算書に基づき、B社株式とB社の資本との相殺消去及び非支配株主持分への振替を行う。この場合、上記「1．原則法」と異なり、非支配株主に帰属する当期純利益の計算に当たっては、相互持合を調整していないB社の当期純利益を用い、非支配株主持分もB社当期純利益に対する実質的な持分額（直接持分額＋間接持分額）を用いる。

B社資本金	20,000	B社株式（P社所有）	8,000
B社非支配株主に帰属する	12,500	B社株式（A社所有）	10,000
当期純利益*1		B社非支配株主持分*2	10,500

\*1 12,500

\*2 2,000 + 12,500 = 10,500

上記の仕訳の結果、B社非支配株主持分がマイナス残高となるため、負担限度額のゼロ残高まで戻入れ処理を行う。

B社非支配株主に帰属する	10,500	B社非支配株主持分	10,500
当期純利益			

### 3．簡便法（株式の相互持合を無視して計算する方法）による処理

#### (1) 実質持分比率及び連結持分額

資本金部分

上記「1．原則法」と同一のため省略する。

当期純利益部分

	A社		B社	
	実質持分比率	持分額	実質持分比率	持分額
P社持分	66.7%*1	13,340	80%*3	40,000
外部株主持分	33.3%*2	6,660	20%*4	10,000
合計	100%	20,000	100%	50,000

\*1  $a/(1 - ) = 40\% / (100\% - 40\%) = 66.7\%$

\*2  $100\% - 66.7\% = 33.3\%$

\*3  $b/(1 - ) = 40\% / (100\% - 50\%) = 80\%$

\*4  $100\% - 80\% = 20\%$

(2) 連結修正仕訳

P社及びB社の投資（A社株式）とA社の資本との相殺消去

A社のX1年3月期の貸借対照表及び損益計算書に基づき、A社株式とA社の資本との相殺消去及び非支配株主持分への振替を行う。この場合、上記「2.簡便法」と同様に、非支配株主に帰属する当期純利益の計算に当たっては、相互持合を調整していないA社の当期純利益を用いる。

A社資本金	10,000	A社株式（P社所有）	4,000
A社非支配株主に帰属する	6,660	A社株式（B社所有）	4,000
当期純利益*1		A社非支配株主持分*2	8,660

\*1 6,660

\*2 2,000 + 6,660 = 8,660

P社及びA社の投資（B社株式）とB社の資本との相殺消去

B社のX1年3月期の貸借対照表及び損益計算書に基づき、B社株式とB社の資本との相殺消去及び非支配株主持分への振替を行う。この場合、上記「2.簡便法」と同様に、非支配株主に帰属する当期純利益の計算に当たっては、相互持合を調整していないB社の当期純利益を用いる。

B社資本金	20,000	B社株式（P社所有）	8,000
B社非支配株主に帰属する	10,000	B社株式（A社所有）	10,000
当期純利益*1		B社非支配株主持分*2	8,000

\*1 10,000

\*2 2,000 + 10,000 = 8,000

上記の仕訳の結果、B社非支配株主持分がマイナス残高となるため、負担限度額のゼロ残高まで戻入れ処理を行う。

B社非支配株主に帰属する	8,000	B社非支配株主持分	8,000
当期純利益			

以上